

池田市公益活動促進施策の今後のあり方
に関する答申

2021(令和3)年1月

池田市公益活動促進検討委員会

令和3年1月12日

池田市長 富田 裕樹 様

池田市公益活動促進検討委員会
委員長 初谷 勇

池田市公益活動促進施策の今後の在り方に関する答申

本委員会は、令和2年9月10日付池コミ発第58号で諮問のあった池田市公益活動促進施策の今後のあり方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

池田市公益活動促進施策の今後の在り方に関する答申

目次

はじめに	1
第1章 経緯と現状	2
1 経緯	2
2 現状	3
(1)目的	
(2)条例	
(3)計画	
(4)主体	
(5)施設	
(6)財源	
(7)ネットワーク	
(8)評価	
第2章 課題と課題解決に向けたあり方	9
1 目的	9
2 条例	10
3 計画	10
4 主体(市民、団体等)	11
(1)市民	
(2)団体	
(3)市	
(4)中間支援組織	
5 施設	14
(1)市域のセンターとなる施設(センター施設)	
(2)地域ごとの地域集会施設	
(3)センター施設と地域集会施設の関係	
6 財源	17
(1)市の財源	
(2)民間財源	
7 ネットワーク(連携)	18
(1)市役所庁内	

1 公益活動と中間支援	29
2 公益活動の定義	31
3 中間支援組織とは	33
4 公益活動団体と登録団体について	35
5 センター施設管理と中間支援業務(組織)	37
6 池田市立公益活動促進センター指定管理と中間支援の関係	39
7 新センターにおける中間支援の検討課題について	41

第3回(2020(令和2)年 11 月 10 日)

1 今後の協働推進について	42
2 協働推進団体について	44
3 協働事業提案と地域分権制度の対比表	46

第4回(2020(令和2)年 11 月 24 日)

1 答申(案)骨子	48
2 答申(案)骨子 図解	68
3 池田市公益活動促進に関する条例比較表	70
4 今後の協働のフローチャート	72
5 今後の助成金のフローチャート	74

はじめに

池田市では、「池田市公益活動促進に関する条例」が、2001（平成13）年4月2日に施行され、2020（令和2）年度には20年目を迎えた。

同条例の制定により、公益活動促進に係る基本理念の下、市、公益活動団体、市民等の役割の明確化、公益活動団体の登録制度、協働事業提案制度の開始、池田市公益活動促進協議会の設置、池田市立公益活動促進センターの整備など今日にいたる諸施策の基盤が設けられ、公益活動が促進されてきた。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、高齢者の単身世帯の増加、子育て世帯の孤立などの社会的背景のもと、市では、公益活動促進施策を推進する上で、公益活動を行う様々な団体の担い手不足、協働事業提案制度の利用の少なさ、中間支援業務を拡充する必要性などが顕著になる中、本施策の内容や実施上の課題を強く認識し、多くの課題解決に向けて公益活動促進施策の適切な見直しが必要と考えられるようになった。

折しも、従来の池田市立コミュニティセンターの移転と（仮称）池田地域交流センターとしての開設に伴う条例改正も一つの契機として、公益活動促進施策のあり方を抜本的に検討するため、条例第9条に、市長の附属機関である池田市公益活動促進検討委員会が設けられた。

2020（令和2）年9月、市長から本検討委員会に対し、「公益活動促進施策の今後の在り方」について諮問がなされた。

本委員会では、2020（令和2）年11月まで4回にわたり委員会を開催し検討を進め、「公益活動促進施策の今後の在り方」について検討を重ね、結論を得たことからここに答申する。

本答申は3章から成る。まず第1章では、市から提供された基礎資料に加え、検討委員会に公益活動促進施策の関係者の出席を求めて聴取した内容も含め、公益活動促進施策の「経緯と現状」について、政策の構成要素に基づき、目的、条例、計画、主体、施設、財源、ネットワーク、評価などについて本委員会の観点から把握、整理した。

次いで第2章では、経緯と現状で整理した項目ごとに、そこから見て取れる課題を抽出するとともに、それらの課題の解決に向けた施策のあり方を検討した。その際、例えば関係する主体（市民、団体等）については、市民、団体、市、中間支援組織に、また、施設については、市域のセンターとなる施設と地域ごとの地域集会施設、財源については、市の財源と民間財源、ネットワーク（連携）については市役所庁内、市と中間支援組織間、中間支援組織相互間等、評価については市の評価と市民の評価に分けて検討することにより、関係主体すべてが、当事者意識の下に公益活動促進施策のあり方を

考え、課題解決に取り組むことを重視した。

さらに第3章では、以上の検討を踏まえ、「総括」として、公益活動促進の方向性、市の今後の役割、中間支援組織の役割について総合的に検討した。

市民の公益活動の促進と、市と市民の協働の推進を二つの柱とする公益活動促進施策は、池田市の今後の持続的発展に欠くことのできない重要な施策である。

本答申の提言を踏まえ、市が公益活動促進施策を刷新しさらなる向上を図られることを期待する。

第1章 経緯と現状

1 経緯

2001（平成13）年4月、「池田市公益活動促進に関する条例」（以下「公益活動促進条例」という）が施行された。

制定の背景としては、1995（平成7）年、阪神淡路大震災を契機にボランティア活動が発展し、池田市においても、1999（平成11）年、第5次池田市総合計画「ふれあいラブ池田」の中で、ボランティア活動の促進を謳ったことがある。

その後、ボランティア推進室長を公募し、「ボランティア市民会議」を立ち上げ、2000（平成12）年、当該市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」が提出され、それを基に条例が制定された。

2001（平成13）年5月には、「池田市公益活動促進協議会」（以下「公益活動促進協議会」という）が発足し、「登録団体」（一般的な用語ではなく、池田市独自の団体の呼称であることから、以下括弧付で示す）の受付も開始された。同年7月に「池田市立公益活動促進センター」（組織名と施設名の両方の用例がある。以下「公益活動促進センター」という）が開所された。

2002（平成14）年3月、市として「公益活動促進のための基本的指針」を策定し、「Ⅰ総論」では、公益活動促進のために必要な一般的理念を確認し、「Ⅱ各論」では、公益活動団体の登録や助成等個別の制度の運用に際しての基本的方針を明らかにした。

2004（平成16）年、公益活動促進センターの指定管理を開始し、2007（平成19）年10月、市民と行政との協働の取り組みを推進するため、協働事業提案制度が創設され、2009（平成21）年度、公益活動促進センターが現所在地に移転した。

市役所の組織としては、近年では、総合政策部地域分権・協働課（2019（令和元）年度まで）、次いで2020（令和2）年度からは組織改革により市長公室コミュニティ推進課が所管しており、市政において総合的・横断的な取り組みが図られている。

2 現状

(1) 目的

公益活動促進条例に定める「目的」は、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と「公益活動団体」との協働を推進し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することである（ここに「公益活動団体」とは、一般的な用語ではなく、池田市独自の施策上の団体の呼称であることから、以下括弧付で示す）。

(2) 条例

池田市における「公益活動」の定義は、公益活動促進条例上で規定されており、「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものである【第2回会議資料1参照】。

基本理念は、市が公益活動を支援するときは、活動の自主性、主体性を尊重し、支援の内容及び手続きは、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならないとし、市と「公益活動団体」が協働する場合は、相互に尊重し対等の関係で、協力・協調するものとしている。

(3) 計画

『池田市第6次総合計画』は、全6章からなる総合計画の中で「第4章 みんなでつくる分権で躍進するまち」の第3節に「公益活動の促進」を規定している。

実施計画では、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定し、計画期間中の目標値として、協働事業数：11事業、団体間連携事業数：5事業としている。【第3回会議資料1参照】

(4) 主体

① 市民

2006（平成18）年4月に施行された「池田市みんなでつくるまちの基本条例」では、「市民」は「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」と定義しているが、それ以前に施行されている公益活動促進条例では、市民について特に定義をせず一般的に用いている。【※第2回会議資料2参照】

② 団体

制度開始当初は、「公益活動」の定義について広く捉える解釈をしていたため、「公益活動団体」の申請に基づき、幅広く「登録団体」として登録してきており、共益的活動が主でも、公益的活動を実施していれば「登録団体」として登録していた。

「登録基準」では、「公益活動団体」であることと、市と協働するにふさわしい団体であることを確認し、公益活動促進と協働推進の両目的を満たすことを求めているが、共益的活動を主として行う団体や、市と協働することがない団体も「登録団体」として存在している。

上記のとおり、登録基準を満たした「公益活動団体」は申請により、「登録団体」となる。登録すると、「共同利用施設」「コミュニティセンター」「石橋会館」（以下「共

同利用施設等」という)の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案が可能となるが、共同利用施設等の無料使用については、公益活動や市と協働をしていない団体に対しても無料使用を認めていることについて疑問を呈されている。

公益活動促進協議会では、「登録団体」に登録していない、あるいは、登録にまで至っていない団体について、独自に「届出団体」の制度を設けて運用している。【※第1回会議資料3-1参照】

③市

2019(令和元)年度からは、市長公室コミュニティ推進課が担当課として、公益活動促進協議会と連携を取りながら、公益活動を促進しており、登録制度や助成金の交付など実施している。

④中間支援組織

公益活動促進条例第17条において、市と「公益活動団体」をつなぐ、中立的で自律性の高い中間支援組織として、公益活動促進協議会の設置を規定している。

また、公益活動促進協議会は、公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発などが業務として公益活動促進条例第19条に規定されているほか、「公益活動団体」の登録、助成金の交付について意見具申を行うものとされている。

市から、1)公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理、3)「公益活動団体」事務、及び4)助成金申請関係の委託を受けており、また「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、池田市立コミュニティセンターの受付業務を委託されている。

(5)施設

①市域のセンターとなる施設(センター施設)

市民の公益活動や市と市民の協働の拠点となる施設としては、市域全体のセンターとなる施設(以下「センター施設」と地域ごとの施設(地域集会施設)がある。

このうちセンター施設に相当する公益活動促進センターは、池田市立コミュニティセンター(栄本町9-1)に併設して設置されている(池田市立コミュニティセンター2階に入居している)。

公益活動促進センターの指定管理者は公募により決定されるが、公益活動促進協議会が開設当初から4度にわたり指定管理を更新しており、同センター施設の使用の許可、及び同センターの管理に関する業務を行っている。

公益活動促進センターは、2022(令和4)年度に、(仮称)池田地域交流センター(新町1-8)(以下「新・地域交流センター」という)にその機能を移転予定であ

り、その際、市では、新・地域交流センターの指定管理者を新たに選定する予定としている。

上記移転に伴い、現在の池田市立コミュニティセンター（施設）の供用は終了する予定であるが、同施設の今後の活用方策は未定である。

②地域ごとの地域集会施設

地域ごとの施設として、共同利用施設等の地域集会施設がある。「公益活動団体」のうち「登録団体」は、共同利用施設等の無料使用が可能としている。

またそれ以外でも、各担当課と協働している団体（担当課がリスト化してコミュニティ推進課に提出している）は、同様に共同利用施設等の無料使用が可能である。

③センター施設と地域集会施設の関係

市域のセンター施設に相当する公益活動促進センターと地域ごとの地域集会施設については、コミュニティ推進課が一括して管理しているが、相互に関連づけた事業や取組みはない。

(6)財源

①市の財源

公益活動促進施策の財源は、基金制度を活用することにより、市の財源と民間財源により賄われている。2002（平成14）年から池田市公益活動促進基金（以下「公益活動促進基金」という）が設置され、公益活動促進基金への積立ては、市民から市及び指定団体（公益活動促進協議会及び市社会福祉協議会）に対して、公益活動の促進のために寄付された前年の寄付金と同額を一般財源から措置するほか、当該年度の市への寄付金及び基金利子を積み立てている。

公益活動促進基金は、池田市公益活動促進事業補助金（以下「公益活動促進事業補助金」という）及び池田市公益活動助成金（以下「公益活動助成金」という）の財源となっている。

公益活動助成金は、「登録団体」及び「指定団体」（公益活動促進協議会、市社会福祉協議会）から申請があれば、市が池田市公益活動助成金交付要綱に定める審査基準に基づき書類審査の後、交付される。公益活動助成金の額は、助成対象活動に要する経費の2分の1以内の額としている。

公益活動促進事業補助金は、公益活動促進協議会が実施する事業に対して交付する。

公益活動団体事務（「公益活動団体」の登録受付や公益活動助成金の申請受付に係る事務等）委託としては、公益活動促進協議会が「登録団体」や助成金に関する意見具申を行っており、申請から決定まで一連の事務手続きを円滑に行えることを理由として、特命により公益活動促進協議会と随意契約している。【※第1回会議資料3－

1 参照】

②民間財源

公益活動促進基金のマッチングギフト方式は、市民から市及び「指定団体」に対して、公益活動の促進のために寄付された前年の寄付金と同額を積み立てるものである。

(7)ネットワーク(連携)

①市役所庁内

公益活動促進施策を進める上で必要なネットワーク（連携）について、まず、市役所庁内では、市長公室コミュニティ推進課が、施策の所管課として庁内各部局や市民との連携を担っている。

2007（平成 19）年度から開始された協働事業提案制度では、協働事業提案があった際に、関係部局が「登録団体」からの提案を法令等の整合性、実現可能性、費用対効果等を審査することにより、コミュニティ推進課と連携している。

②市と中間支援組織間

市と中間支援組織とのネットワークについては、まず、市長公室コミュニティ推進課は、公益活動促進協議会及び地域コミュニティ推進協議会とは連携しながら公益活動の促進を実施しているが、市社会福祉協議会など他の中間支援組織とは余り連携がない。他の中間支援組織については、市民活力部や福祉部など各施策分野に応じて所管課が連携している。

③中間支援組織間

中間支援組織間のネットワークについては、市内には、公益活動促進協議会のほかに市社会福祉協議会などの中間支援組織や中間支援機能を果たす組織があるが、これらの中間支援組織間では、余り連携が無い状況にある。

④市、中間支援組織、団体間

市、中間支援組織、団体間のネットワークについては、協働事業提案制度により、公益活動団体は、市と連携（協働）し事業を実施することができるが、2007（平成 19）年度の協働事業提案制度創設以来、提案による協働事業の採択・実施の実績は 3 件にとどまっている。【第 1 回会議資料 3 - 1 参照】

一方、地域との協働を見ると、2007（平成 19）年度に開始された地域分権制度により当初 11 校区（2015（平成 27）年度から 10 校区）に各々設置された地域コミュニティ推進協議会が、13 年以上にわたる同制度の実績の中で、市と多様な協働事業を展開している。

(8) 評価

① 市民の評価

2020（令和2）年5月に「登録団体」80団体に対して実施したアンケートでは、団体の課題として、「人材不足」（19.6%）、「会員不足」（19.6%）、「資金不足」（23.5%）、「活動の場の不足」（17.6%）が余り差異なく選ばれた。

② 市の評価

市では、上記のような市民の評価となった原因を、「公益活動団体」と地域との交流・マッチングの欠如により、地域からの活動の場の提供や人材・会費の確保が乏しくなったためと考えている。

また、公益活動促進条例制定時の公益活動の意義は、市民の価値観・ニーズが多様化していき、行政だけでは対応できなくなる中、「公益活動団体」が市と協働してまちづくりを行うことになったが、市では、20年を経た現在の公益活動の意義と合致しているか検討が必要と捉えている。

さらに、協働事業提案制度に基づく提案による協働事業実施数が、制度開始から現在まで3件にとどまることから、協働推進が不十分と考えている。

公益活動助成金については、配分方法や審査結果の反映の仕方を改善する必要があると考えている。

第2章 課題と課題解決に向けたあり方

1 目的

①課題

市が公益活動促進施策を開始した2000年代初めであれば、公益活動促進のために「公益活動団体」を認定する仕組みは一定先導的なものであったが、今日では、公益活動を公益活動団体の活動に限定することは、市が市民の幅広い公益活動を把握する視野を狭め、公益活動促進施策の幅広い展開を制約するものとなっている。

市民の公益活動促進は、「公益活動団体」の行う公益活動だけを対象とするのではなく、幅広い主体が行う公益活動を支援する必要がある。

市は協働事業提案制度の利用が少ないことをもって協働推進がはかばかしくないとしている。

まず、協働事業提案制度による協働提案数が少ない、言い換えれば利用されにくい制度となっている原因を検討し、改良すべき点は改めねばならない。例えば、同制度の応募資格を従来の「公益活動団体」に限定している点を改め、より多様な主体による協働が推進されるように改良し運用することが考えられる。

次に、池田市では、公益活動促進施策に続き、2007（平成19）年に「池田市地域分権の推進に関する条例」が施行され、地域分権制度が発足した。現行の第6次総合計画では、公益活動促進施策と地域分権制度はともに「第4章 みんなでつくる分権で躍進するまち」の施策として並べて位置付けられている。

この間、地域分権制度により全11校区（現10校区）に設立された地域コミュニティ推進協議会が、同制度を通じて市とともに質量ともに豊かな協働事業を重ねている。地域分権制度は、公益活動促進施策の観点から見れば、各地域において、市民の公益活動促進や、市と市民の協働の推進に積極的な役割を果たしてきた。市は、地域コミュニティ推進協議会の役割や機能を、公益活動促進・協働推進施策の観点から改めて評価し、位置付ける必要がある。

②あり方(方向性)

公益活動促進条例が目的とする「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させることを引き続き基本的な考え方とした上で、次の諸点に取り組むものとする。

ア 多様な主体による公益活動を支援

「公益活動団体」中心の支援から、従来「公益活動団体」とされていた団体のみならず、地域団体、事業者、学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく。公益活動を担う団体を固定的に捉えず、公益活動を行う主体を幅広く視

野に入れる。

イ 多様な協働の推進

市の協働推進に関わる施策を総合的に推進する視点と仕組みが必要であり、多様な主体と市との協働を推進していく。

加えて、地域の課題解決を図る上で、民間の複数の主体同士の協働を促進する。

また、地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を、協働推進の観点からも位置付ける。

2 条例

① 課題

公益活動促進施策のあり方の検討に沿って、「公益活動促進に関する条例」(2001(平成13)年施行)の見直しが必要であり、その際は、「みんなで作るまちの基本条例」(2006(平成18)年度施行)や「地域分権の推進に関する条例」(2007(平成19)年度施行)との関係を検討し、整合性を図る必要がある。

②あり方(方向性)

公益活動促進条例について、定義や基本理念、各主体の役割や制度等の各条項を必要な範囲で改正する【第4回会議資料3参照】。

上記の改正に当たっては、「みんなで作るまちの基本条例」や「地域分権の推進に関する条例」との整合性を十分に図る。

3 計画

① 課題

現行の池田市第6次総合計画(2011(平成23)年～2022(令和4)年)に次ぐ第7次総合計画(2023(令和5)年～予定)の策定に向けた今後の検討の中で、公益活動促進施策が、市民の公益活動促進と、市と市民の協働推進を目指すことを再確認し、計画の体系上、改めて明確に位置付ける必要がある。

上記の位置付けに伴い、実施計画における目標値(協働事業数11事業、団体間連携事業数5事業)等についても再検討する必要がある。

②あり方(方向性)

第7次総合計画の策定に向けて、市政における公益活動促進施策を改めて位置付け直し、地域分権制度などの施策との関係性についても、よく検討する。

実施計画では、現在の目標値を精査し、政策目的にふさわしい目標値を再設定する。

4 主体(市民、団体等)

(1)市民

①課題

「池田市みんなでつくるまちの基本条例」では、「市民」を「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」と定義しているが、公益活動促進条例では「市民」の定義を定めていないため、整合性を図る必要がある。

②あり方(方向性)

市の条例として上位の位置付けである「みんなでつくるまちの基本条例」の定義を考慮した上で、「公益活動促進に関する条例」における「市民」の定義を定める。【第2回会議資料2参照】

(2)団体

①課題

制度開始から20年を数え、「公益活動」の定義とその解釈のあり方、市による「公益活動団体」の定義及び「登録団体」の登録制度(登録基準)の適否などを見直し、市の公益活動促進施策の発展のために、効果の上がる制度やシステムを再構築する必要がある。

加えて、市民による公益活動を促進するため、公益活動を行う団体に対する支援のあり方を総合的に整備し、施設無料使用の資格付与や、効果的な助成制度も、それらの支援の一環として整理し直す必要がある。

また、公益活動を行う団体と市の担当各部局との協働推進のため、両者の存在や協働の意向がお互いに可視化され、その関係が密になるような協働推進システムの整備が必要である。

現行条例では、「公益活動団体」の支援が中心であるが、より多様な主体が行う公益活動や協働推進の支援が必要である。

②あり方(方向性)

公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」が登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする。【第4回会議資料2参照】

(3)市

①課題

担当課だけでなく、庁内で総合的に、多様な主体との公益活動促進及び協働推進を行う体制と仕組みが必要である。

②あり方(方向性)

市は、多様な主体による協働の取り組みを推進するため、庁内の推進体制を整備する。

また、市と協働で事業を実施する団体が、共同利用施設等を利用する場合は、無料使用とする優遇措置を講じる。((仮称)協働推進団体制度の創設)【第3回会議資料2参照】

(4)中間支援組織

①課題

中間支援組織の意味や役割について市と多様な主体の理解を深めるとともに、市域にある複数の中間支援組織の存在や役割について認知度を上げる必要がある。

公益活動促進条例では、公益活動促進、協働推進のために、第4章で公益活動促進協議会の設置について規定し、第19条で同協議会の「処理事項」として、「公益活動に関する中間支援」を含む(1)～(6)の6項目が列挙され、市域の中間支援業務を担うものとしているが、特定の民間団体を中間支援業務の担い手として固定していることの得失について、改めて精査する必要がある。

公益活動促進協議会は、民間団体として、公益活動促進センターの指定管理者に選定され、同センターの施設の指定管理は指定管理料、上記の「処理事項」に定められた「公益活動に関する中間支援」は補助金や寄附金等、公益活動団体の登録や助成金申請に係る業務については委託料で、それぞれ措置されて担ってきた。

公益活動促進センターの移転(新・地域交流センターの開設)を控え、(1)新・地域交流センター施設の管理業務、(2)公益活動促進条例第19条の6項目の処理事項、(3)追加及び強化が検討されている中間支援業務等を、いずれも充実発展させるために、これらの業務の担い手(組織・団体)とその所在場所、各業務の実施方法(指定管理者制度、補助、業務委託等の活用)をどのように組み合わせれば最も効果的かを考える必要がある。

新・地域交流センターで予定されている中間支援業務を担い、同センターを拠点とすることになる中間支援組織については、同センターの設置目的に照らし、最もふさわしい組織が選定されるようにする必要がある。

②あり方(方向性)

公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の処理事項（第19条）を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直すものとする。

市が、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織が追加及び強化する必要があるとしている中間支援業務は、①地域団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO法人設立相談支援、④行政・企業・大学との連携・支援等と幅広い内容であり、業務量も大きなものと想定される。そこで、これらの新たな中間支援業務を、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織に設定するとしても、当該中間支援組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行などを柔軟に検討するものとする。【※第2回会議資料3参照】

《追加及び強化が必要な中間支援業務》

ア 支援範囲の拡大

支援範囲については、公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見るのではなく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉える考え方に立ち、「公益活動」そのものと「公益活動を行う団体」の両方について、それぞれ分け隔てなく幅広く情報を把握していくことで、支援の対象を「公益活動団体」中心の支援業務から、多様な主体の行う「公益活動」に着目した幅広い支援に拡充する。

イ 相談・支援機能強化

相談・支援機能については、自治会等地域団体の相談窓口の設置及びNPO法人の設立相談等の追加により強化することを検討する。

ウ 連携強化・交流促進

連携と交流については、市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努め、市内の他の中間支援組織との連携を強化する。また、そのために、スタッフ間の情報交換の機会を増やす。

市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した「登録団体」があり、今後も、これらの団体については、市社会福祉協議会と新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の双方が支援対象とする可能性があることから、両者が適切に連携して施策を行うことを検討する。

エ 情報発信機能の強化

情報発信機能については、コロナ禍に対応するため、オンラインによる方法を積極的に活用するなどにより強化する。

オ その他必要な業務

その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を追加する。

5 施設

(1) 市域のセンターとなる施設(センター施設)

① 課題

現在、公益活動促進条例で公益活動促進協議会の業務とされている中間支援業務は、公益活動促進協議会に対する会費、寄付金、補助金などにより実施されている。

他方、公益活動促進協議会は、前掲のとおり、市から、1)公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理を受けているほか、「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、池田市立コミュニティセンターの施設利用の受付業務を委託されている。

その結果、公益活動促進協議会は、実態として、池田市立コミュニティセンターの施設と機能の大半の管理運営を、複数の財源により担うなど、運営状況が複雑になっている。

公益活動促進条例で、市域における公益活動促進に係る中間支援業務を専ら公益活動促進協議会の業務としたことは、中間支援業務に関わる意思決定や業務執行を図るうえで、同協議会が公益活動促進センターの施設を拠点にすることが望ましいとの考え方を導いた。そのため、同センターの指定管理者の公募に当たっては、公益活動促進協議会以外の中間支援組織が指定管理者に応募することもなく、同センター設置以来、4度にわたり同協議会が同センターの指定管理者として更新を重ねている。

公の施設への指定管理者制度導入の趣旨に照らすならば、施設の指定管理者の選定に当たっては、適切な競争環境のもとに、民間の創意工夫を発揮して最も効率的・効果的に施設を管理運営することのできる事業者が選定されることが望ましい。

また、公益活動促進協議会は、これまで「公益活動団体」に向けた支援を主としてきたため、それ以外の地域の団体への支援はほとんど行われていない。

公益活動促進や協働推進の観点からは、今後、地域の自治会や地域コミュニティ推進協議会など様々な地域の団体への支援も拡充する必要がある。

② あり方(方向性)

今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、その担い手となる中間支援組織は複数存在することを再認識した上で、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の業務については、別途、仕様書等で明確に定める必要がある。

新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択すべきである。その結果、新・地域交流センターを拠点として中間支援業務を行う中間支援組織と、新・地域交流センターの施設管理者については、必ずしも同一の事業者でなければならないものではなく、両者を一致させる場合と分離する場合のそれぞれの得失をよく検討することが求められる。

【第2回会議資料5及び6参照】

第一に、仮に両者を一致させるために、新・地域交流センターの指定管理業務として、施設の定型的な管理業務のほかに、中間支援業務を加える場合は、業務の質・量から見て、中間支援業務が主となり、施設管理は従になると見込まれることから、指定管理業務の内容や仕様を明確に定めなければならない。その際、新・地域交流センターの立地（市域の西端）を考慮するならば、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織が担う中間支援業務は、今後、市域全体で必要とされる中間支援業務のうち一定の重要な部分を担うとしても、そのすべてを担い得るものではないことから、指定管理業務に追加する中間支援業務の範囲や内容を包括的に過ぎるものとしないうよう留意しなければならない。また、施設管理業務が、中間支援業務の機動的な業務展開の制約にならないよう考慮する必要もある。

さらに、中間支援業務の成果を毎年度評価し、その担い手として適切な事業者を得ていくためには、たんに施設管理の観点から指定管理期間を従来どおりの5年間にするのではなく、例えば3年間に短縮し、指定管理者の実績やコロナ禍の下での社会経済情勢の変化に応じた柔軟な事業者の選定を可能にすることが考えられる。

第二に、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織と、同センターの施設管理者を分離することも選択肢として検討する意義がある。

公益活動促進施策の進め方にも関わるが、市民の公益活動促進や市と市民の協働推進は、必ずしも施設管理を伴うものばかりではない。市が今後とも、市域全体にわたり公益活動促進を充実させていくのであれば、市域全体の公益活動促進等に係る中間支援業務の範囲や内容は、社会経済情勢の変化や市政と市民の公益活動や協働についての要請に応じて機動的にその内容や方法を変化させていかなければならない。

公の施設の設置と管理に関する事項は、議会において条例で定めればよく、指定管理者制度はその選択肢の1つとして位置付けられているが、必ずしも他に選択の余地のない絶対的なものではない。例えば、国・地方を通じて行われている包括的民間委託制度など他の制度についても、目的をより良く達成する方法の選択肢として、比較検討の余地がある。

(2) 地域ごとの地域集会施設

① 課題

協働を推進する団体に対する優遇措置の1つである共同利用施設等の無料使用について、対象資格、認定基準など、認定手続の明確化、可視化が必要であり、また、各担当課バラバラの基準の中で無料使用を認めている現状を改め、統一的・総合的に考える必要がある。

また、市内10校区で活動する地域コミュニティ推進協議会は、新・地域交流センターに拠点を置く中間支援組織との関係では、各地域（校区）における連携拠点としての機能が期待される。そのように、地域コミュニティ推進協議会が各校区において中間支援的な役割も担うためには、各校区の地域拠点をどのように整備するかという問題がある。

②あり方(方向性)

共同利用施設等の無料使用については、協働をしている団体（(仮称)協働推進団体）に無料使用を認めることとし、協働の要件は、公益活動促進条例の改正内容に盛り込み、パブリックコメントなどにより市民の意見も聴いたうえで、市（所管課：コミュニティ推進課）が定めるものとする。【第3回会議資料2参照】

小学校区の地域の拠点としては、共同利用施設30館を10校区毎に適宜統廃合を行い、集約した共同利用施設の指定管理者は、地域コミュニティ推進協議会、NPO、企業など幅広く募ることが求められる。

集約した共同利用施設を地域拠点として展開される中間支援の実施方法については、各拠点の常設機能でなくとも、中間支援業務に関して専門性を有する人材が各地域拠点に出向いて出張相談を行う方法や、前掲のような市域全体で求められる多様な中間支援機能のうち、特に各地域における市との連携や地域内の人材・団体同士の連携に必要な中間支援業務を担う方法など、柔軟に検討するものとする。

(3)センター施設と地域集会施設との関係

①課題

現在、公益活動促進センターと共同利用施設等地域集会施設との施設間のネットワークや施策面での関係付けはなされていない。

②あり方(方向性)

池田市の公共施設マネジメントの方針を定める「公共施設等総合管理計画」（2016（平成28）年3月）では、「持続可能な行政運営」、「市民交流の活性化」、「絶え間ない変化への対応」の3つの目的がうたわれている。

市の公共施設マネジメントに係る今後の方針にもよるが、新・地域交流センターの立地（市域の西端）を考えると、同センターには、その中間支援業務を行うに当たり、市民に身近な市内共同利用施設等地域の施設とのネットワーク化を図り、業務につい

て相乗効果を図ることにより、市民交流の活性化を牽引するセンター機能の発揮が期待される。

6 財源

(1)市の財源

①課題

公益活動促進や協働推進のさらなる充実の観点から、施策に充てる財源を持続的に確保するとともにその有効活用を図る必要がある。

そのため、まず、助成金の配分方法や審査方法、審査結果の反映の仕方を再検討する必要がある。

また、助成金の対象団体が「登録団体」のみと狭くなっており、登録団体制度の見直しとともに対象団体についても再検討する必要がある。

補助金や事務委託などの中間支援業務について、市の担当課と中間支援組織、公益活動を行う団体のそれぞれにとって、合理的で負担の軽減となる形態や方法に改善する必要がある。

②あり方(方向性)

ア 助成金

助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に拡大した中で、助成金の募集要領で、どういう趣旨の助成金かを明確に示す必要がある。

裾野を広げることを目的とするならば、少額で簡易に申請できる方式・区分を設けるなど財源の有効活用を図る。

助成金の審査だけでなく、助成金のフレーム作りや助成事業の活動報告の検証まで行う運営委員会の設置を検討する。

多様な主体の助成金申請を喚起する上で、申請書の作成に当たっては、中間支援組織による相談・支援を受けながら、ブラッシュアップして申請に臨めるようにする。

また、助成事業の成果については、広く市民に周知・共有する。【第4回会議資料5参照】

イ 補助金及び事務委託

補助金や事務委託で実施している事業については、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の事業として組み込むことが考えられるが、前掲の「5 施設(1)②あり方(方向性)」で示したように、その方法と範囲についてよく検討する必要がある。

7 ネットワーク(連携)

(1)市役所庁内

①課題

公益活動促進施策に必要なネットワーク(連携)について、まず、市役所内における問題点として、公益活動促進や協働推進について庁内横断的な体制がないことが挙げられる。

②あり方(方向性)

公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組織との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめることとする。

協働推進については、コミュニティ推進課が、市と市民の協働の要件を市として定める。

また、協働推進の旗振り役となる「協働推進員」(仮称)を、各部において然るべき職階からの推薦や職員の志願により任命し、各部担当課の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくる。「協働推進員」(仮称)はじめ職員を対象に、市民との協働に関する研修を実施し意識向上を図る。【第4回会議資料4参照】

(2)市と中間支援組織間

①課題

市と中間支援組織間のネットワークについては、これまで、市長公室コミュニティ推進課が公益活動促進協議会、地域コミュニティ推進協議会以外の中間支援組織との関係性が希薄である点を改善する必要がある。

②あり方(方向性)

市は、今後、多様な中間支援組織と情報共有や意見交換の機会を設け、積極的に連携・協働する。

(3)中間支援組織間

①課題

中間支援組織間のネットワークという点では、これまで、公益活動促進協議会や市社会福祉協議会などの中間支援組織間の連携が希薄である。

市民の公益活動促進や、市と多様な主体の協働推進を一層図っていくうえでは、今後必要とされる中間支援業務の質や量に応じて、市民が身近な中間支援組織を選択することができるとともに、複数の中間支援組織同士が進んで連携・協働することので

きるような仕組みが必要である。

②あり方(方向性)

中間支援組織間の連携を強化することで、活動する人材が不足している団体とボランティアを希望する市民とのマッチングなどで、分野の幅を広げるとともにマッチングの成果を挙げる。

新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織は、市内の他の中間支援組織に中間支援業務を分散したり、分担しあうことにより、同センター（市の西端）から距離的に離れた地域の市民に対しても、相談や助成金申請など身近に支援を行える体制を整えるものとする。

(4)市、中間支援組織、団体間

①課題

ア 協働事業提案制度

公益活動促進条例上で協働事業提案制度が規定されているが、市、中間支援組織、団体間の連携が不十分であるために、需要を掘り起こしたり受け止めたりすることが余りできていない。

また、現行の協働事業提案制度は、市が「登録団体」からの申し出を待つ形であり、①法令等の整合性、②実現可能性、③費用対効果、④公正及び公平性という4つの要件で審査し、協働する必要があると認められた際、協働事業として予算上の措置を講じるという仕組みであり、ハードルが高い。

協働事業提案制度の改良（同制度の位置付け、申請資格、認定要件、評価等の仕組みの整理）が必要である。

イ 地域との協働

地域との協働については、地域コミュニティ推進協議会との協働と、その他の団体との協働を総合的に捉え、ともに振興する視点が必要である。

②あり方(方向性)

ア 協働事業提案制度

協働事業提案制度を、1つには、市から多様な主体に対し、市が協働により行うことができる事業一覧を示し、協働を希望する団体を募るとともに、2つには、多様な主体から出される意見や提案を受け入れるという、市発と市民発の双方向性を備えた制度に見直し、協働提案事業を認める際の仕組みや要件は、より簡素化し、提案しやすい仕組みとする。【※第4回会議資料4参照】

随時、市からも多様な主体からも協働事業提案ができる窓口機能を作成することや、

多様な知恵が集まるように、市と協働の相手方だけでなく、他の主体のアイデアを募るプロセスを組み込んだ仕組みの構築を検討する。

また、協働している団体のリストの一覧が日常的に目に見えるようになることで、いろいろな団体から協働事業提案が出てくる仕組みを作る。

さらに、協働を継続して、持続可能な（サステイナブルな）ものにしていくための検討を行う。

協働事業提案を効果的に行うには、市と団体との間で複数回にわたり十分な打ち合わせを行う。

営利的団体と協働する際は、その営利的な動機の程度等も把握しながら適切に推進する。

イ 地域との協働

地域との協働について、地域コミュニティ推進協議会をはじめ様々な地域団体等と、市域全体、複数の校区、単一の校区などの各レベルにおいて、どのような分野や事業手法により推進していくのがよいか、総合的に協働推進施策を整理し、複数の主体が協働し、地域の課題解決を図ることができるようにする。

8 評価

(1) 市民の評価

① 課題

今回の検討に先立ち、市では、2020（令和2）年5月に「登録団体」80団体に対してアンケートを実施し、同調査結果は本検討委員会でも報告され、審議の参考とした。

今後とも、公益活動促進施策の成果と今後の方向性についての評価や意見については、機会をとらえて適時に市民に問うことが必要であり、当面、条例改正の提案に際し、パブリックコメント等を活用した市民意見の聴取に努める必要がある。

公益活動促進に係る新たな施策の実施にあたっては、その実施の過程で、市民による施策評価の機会を設けるなど、条例に定める公益活動、協働の主体である市民のニーズ等を適切に反映した施策展開が求められる。

(2) 市の評価

① 課題

池田市の行政評価は、評価対象の単位によって、事務事業ごとに評価する「事務事業評価」、複数又は単独の事務事業で構成される「施策評価」、基本構想の施策大綱など施策分野別に評価する「政策評価」などに分類されている。新規事業（事前評価）

については、各部局から提出された新規・拡充事業シートおよび投資的事業シートを企画部門等において事前に審査したうえで、検討結果を次年度の予算要求に反映することとされている。

このうち、事務事業評価は、直近では、池田市総合計画（第6次）第3期実施計画に基づいて整理されているが、2020（令和2）年度の事務事業評価においても、「公益活動促進」に係る2019（令和元）年度に実施した事業を対象として、評価結果が公開されている。それによれば、第3期実施計画の「目標達成に向けた課題」として、1.「公益活動支援事業」（公益活動促進センターの運営及び公益活動促進基金を原資とした助成金の交付）については、「協働事業提案制度の周知不足」が、また、2.「公益活動促進事業」（「公益活動団体」及び市民に対する事業支援）については、「公益活動促進協議会との連携不足」が課題として挙げられている。

そのうえで、1・2共に「池田市公益活動促進検討委員会からの意見を踏まえ、今後の方向性を決定する。」とされている。市として、今後の公益活動促進施策の「事業」の区分や名称についても、本答申の趣旨を踏まえ、適切に評価を行えるように必要な改訂を行うことが求められる。

②あり方(方向性)

条例の改正については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映する。進捗状況の確認や実施状況の評価のため、検討委員会を定期的を開催する。

第3章 総括

「第1章 経緯と現状」の整理に基づき、「第2章 課題と課題解決に向けたあり方」では、政策の構成要素となる項目別に述べた。本章では、以上を総括し、公益活動促進施策の今後のあり方として、重要と考えられる点を述べる。

1 公益活動促進の方向性について

(1) 公益活動促進と協働推進

公益活動促進施策とは、条例が目的とする市民の「公益活動の促進」と市と市民の「協働の推進」を共に発展させることを目的とすることを再認識する必要がある。

条例施行以来 20 年の間のわが国の民間公益活動や地域自治をめぐる様々な制度改革や環境変化を踏まえ、公益や公益活動のとらえ方、その担い手となる団体等さまざまな主体について、多様性を確保し互いに尊重する仕組みとすることが重要である。

(2) 多様な主体による公益活動を支援

「公益活動団体」中心の支援から、「公益活動団体」のみならず、地域団体、事業者、学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく必要がある。

(3) 多様な主体による協働の推進

市の協働推進に関わる施策を総合的に推進する視点と仕組みが必要であり、多様な主体と市との協働の推進が必要である。

加えて、複数の主体の協働を推進し、地域の課題解決を図る必要がある。

また、地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を協働推進の観点からも位置付けることが求められる。

2 市の今後の役割について

(1) 公益活動の促進、協働の推進施策の見直し

① 市民の公益活動促進施策

ア 公益活動団体登録制度の廃止

公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」で登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする必要がある。

イ 公益活動助成金の見直し

助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に拡大した中で、助成金の募集要領で、助成金の趣旨を明確に示す必要がある。

裾野を広げることを目的とするならば、少額で簡易に申請できる方式・区分を設けるなど財源の有効活用を図る。

助成金の審査だけでなく、助成金のフレーム作りや助成事業の活動報告の検証まで行う運営委員会の設置を検討する。

多様な主体の助成金申請を喚起する上で、申請書の作成に当たっては、中間支援組織による相談・支援を受けながら、ブラッシュアップして申請に臨めるようにする。

また、助成事業の成果については、広く市民に周知・共有する必要がある。

② 協働推進施策

ア 協働事業提案制度の見直し

協働事業提案制度を、1つには、市から多様な主体に対し、市が協働により行うことができる事業一覧を示し、協働を希望する団体を募るとともに、2つには、多様な主体から出される意見や提案を受け入れるという、市発と市民発の双方向性を備えた制度に見直し、協働提案事業を認める際の仕組みや要件は、ポイントを押さえつつもより簡素化し、参加のハードルを下げる。

協働事業提案を行うには、複数回の打ち合わせを必要とし、営利的団体と協働する際、営利的な動機がどれ程か等、目利きが重要である。

随時、市からも多様な主体からも協働事業提案ができる窓口機能を作成することや、多様な知恵が集まるように、市と協働の相手方だけでなく、他の主体のアイデアを募るプロセスを組み込んだ仕組みの構築を期待する。

また、協働を継続して、持続的（サステイナブル）なものにしていくことが期待される。

加えて、協働している団体のリストの一覧が日常的に目に見えるようになることで、いろいろな団体から協働事業提案が出てくる仕組みを作る必要がある。

イ 地域との協働

地域との協働について、地域コミュニティ推進協議会をはじめ様々な地域団体等と、市域全体、複数の校区、単一の校区などの各レベルにおいて、どのような分野や事業手法により推進していくのがよいか、総合的に協働推進施策を整理し、複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る必要がある。

(2) 市内の推進体制

公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組織

との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめることが必要になる。

協働推進については、コミュニティ推進課が、市と市民の協働の要件を市として定める。

また、協働推進の旗振り役となる「協働推進員」（仮称）を、各部において然るべき職階からの推薦や職員の志願により任命し、各部担当課の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくり、必要な職員研修を行う。

3 中間支援組織についての考え方と今後の役割について

(1) 中間支援組織についての考え方

公益活動促進施策を推進する上で、中間支援組織は重要な役割を果たす。

これまで、条例で中間支援機能を担うものと位置付けた公益活動促進協議会を通じて施策の推進が図られてきた実績は多としつつも、今後求められる多様な公益活動の展開を機動的に支援するためには、中間支援機能の担い手もまた多様であることを認識し、その多様性を確保し、各々の強みを発揮してもらえる仕組みとネットワークを形成することが重要である。

(2) 中間支援組織に望まれる機能

① 継続して必要な現行の中間支援業務

公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の処理事項（第19条）を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直す必要がある。

市が、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織が追加及び強化する必要があるとしている中間支援業務は、①地域団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO法人設立相談支援、④行政・企業・大学との連携・支援等と幅広い内容であり、業務量も大きなものと想定される。そこで、これらの新たな中間支援業務を、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織に設定するとしても、当該中間支援組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行などを柔軟に検討するものとする。

② 追加及び強化が必要な中間支援業務

ア 支援範囲の拡大

公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見るのではなく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉える考え方に立ち、「公益活動」そのものと「公益活動を行う団体」の両方を、分け隔てなく幅広く情報を把握していくことで、支援の対象を「公益活動団体」中心の

支援業務から、多様な主体に対する幅広い支援に拡充する必要がある。

イ 相談・支援機能強化

自治会等地域団体の相談窓口の設置及びNPO法人の設立相談等の追加が必要になる。

ウ 連携強化・交流促進

市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努め、市内の他の中間支援組織との連携を強化し、またそのために、スタッフ間の情報交換の機会を増やすことが必要になる。

市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した「登録団体」があり、今後も、これらの団体は、双方が支援対象とする可能性があることから、適切に連携して施策を行うことを期待する。

エ 情報発信機能の強化

コロナ禍に対応するため、オンラインによる方法を積極的に活用することが必要になる。

オ その他必要な業務

その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を追加しなければならない。

(3) 新・地域交流センターの運営

今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、その担い手となる中間支援組織は複数存在することを再認識した上で、新・地域交流センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択する必要がある。

新・地域交流センターを拠点として中間支援業務を行う中間支援組織と、新・地域交流センターの施設管理者については、必ずしも同一の事業者でなければならないものではなく、両者を一致させる場合と分離する場合のそれぞれの得失をよく検討して決定する必要がある。

4 まとめ

答申の検討にあたっては、「公益活動促進施策の今後の在り方」に関して、まずこれ

までの公益活動の促進について、公益活動促進施策の活動実績を検証した。

ボランティア元年といわれた1995（平成7）年、NPO法が制定された1998（平成10）年から間もない2001（平成13）年に制定された公益活動促進条例に基づき、市行政と公益活動促進協議会により進められてきたこれまでの公益活動促進施策は、市民の公益活動の促進という点では一定の成果を挙げたことが認められる。

ただし、この20年の間、NPO法の数次にわたる改正や、110年ぶりの公益法人制度改革などわが国で民間公益活動をめぐる様々な制度環境が整備され充実してきた中で、当初の条例に規定する施策の枠組みを大きく変えずに踏襲してきた仕組みでは、新たな時代の要請や市民ニーズに十分に応えにくくなっている面も少なくない。

とりわけ、先駆的な本条例の2つの目的である市民の公益活動の促進と市と市民の協働推進のうち、前者の公益活動促進については「公益活動」の幅広いとらえ方が、後者の協働の推進については「協働」の意味や方法が、それぞれ市行政や市民に広く定着し、駆使されているかという点、なお多くの発展可能性を秘めている。

池田市は、歴史的には北摂の拠点都市として多様な人材や資源を集め、様々な交流や連携の基点として発展してきたまちである。この四半世紀においても、地方分権改革の進展する中、住民自治や地域連携を重視する先駆的な政策、施策を展開してきた。

公益活動促進施策も2000年代の幕開けとともに時代を先取りして開始した施策であり、市民の公益活動や地域との協働にも多くの成果と潜在する力が見て取れる。

今回の答申に基づき、市民をはじめ、行政と民間、様々な団体、市役所の各部局の枠を超えた総合的で包括的な「公益活動」の促進と「協働」の推進が行われることを期待したい。

もとより「公益活動」や「協働」という用語は、その社会や時代によって意味内容が変化していく。変化に対応しつつも不変の価値を尊重し、先導性を発揮し続けるためには、不断の点検と刷新が求められる。

変化への対応として、条例を改正したり制度を見直すことの意義が、市民に十分に理解され、新制度に広く支持を得て積極的に活用されるよう、周知と説明に努めることを期待する。

最後に、今回の検討委員会は、公益活動促進条例を制定して20年目を迎える中で、初めての検討となった。今後は、公益活動促進施策の進捗状況の確認や実施状況について、市民や外部の視線からも継続的に評価するためにも、こうした委員会を存置し、定期的を開催することが必要であると考えられる。

卷末資料

1 諮問依頼文

池コミ発第 58 号
令和2年 9月10日

池田市公益活動促進検討委員会
委員長 初谷 勇 様

池田市長 富田 裕樹

公益活動の促進に関する事項について（諮問）

このことについて、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）第9条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

公益活動促進施策の今後の在り方について

2 諮問理由

本市では、平成13年制定の「池田市公益活動促進に関する条例」が定める目的・基本理念・基本的施策などに則り、公益活動の促進を図って参りました。

令和2年度に本条例が施行後20年目を迎える中、同じ制度設計で事業を実施して参りましたが、公益活動に求められる役割は時代とともに変化してきていると感じております。

今後、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、高齢者の単身世帯の増加、子育て世帯の孤立、老々介護など様々な問題があり、「自助」や「公助」に加えて、多世代が協働し、「共助」を推進していくことが不可欠であると考えております。

そのためには、地域と公益活動団体が密につながり、人材・場の提供を行える、又必要としている人へマッチングできる仕組みづくりが重要になると考えております。

以上のことから、貴委員会に対して、これまでの公益活動促進施策の活動実績及び今後の本条例・公益活動促進施策の在り方についてご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

以上

2 審議経過

時期	審議内容
第1回委員会 (令和2年9月10日開催)	(1)池田市公益活動促進検討委員会の公開に関する要領(案)について (2)池田市公益活動促進施策の検証及び今後の方向性について (3)池田市公益活動促進検討委員会のスケジュールについて
第2回委員会 (令和2年10月2日開催)	(1)中間支援について (2)公益活動団体について 【関係者の出席】 池田市公益活動促進協議会・谷田成司事務局長
第3回委員会 (令和2年11月10日開催)	(1)協働推進について 【関係者の出席】 IBSクラブ・西岡政治会長代理
第4回委員会 (令和2年11月24日開催)	(1)答申(案)骨子について

3 池田市公益活動促進検討委員会 委員名簿

氏名	所属	備考
東 朋子	西宮市市民交流センター センター長	有識者 (副委員長)
井谷 守	市民代表 元池田市図書館協議会 委員	市民
荻野 彰久	(株)池田泉州銀行 池田エリア長兼池田営業部長	事業者
河田 涼太	(福)池田市社会福祉協議会 ボランティアセンター担当	公益活動団体
初谷 勇	大阪商業大学大学院 地域政策学研究所 教授	有識者 (委員長)

(五十音順・敬称略)